

松崎町医療機関等の従事者に対するPCR検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染及び感染拡大を予防し、サービス提供体制等の維持及び確保をするため、医療機関等の従事者が行政検査によらず任意で受検する自費PCR検査に要する費用の一部を、予算の範囲内で交付することについて、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則(昭和33年松崎町規則第2号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)
- (2) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条の規定により行うPCR検査をいう。
- (3) 自費PCR検査 行政検査によらず医療機関等で実施する自費PCR検査をいう。
- (4) 濃厚接触者 新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触の状況により、保健所が濃厚接触者と認定した者。
- (5) 医療機関等 次のアからオに規定するものをいう。
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する一般及び歯科診療所
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第2項に定める薬局
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第115条の45に規定する介護保険サービスを行う事業所
 - エ 老人福祉法(昭和38年法律第123号)第29条に規定する有料老人ホーム
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービスを行きようする事業所

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する医療機関等を運営する法人又は個人とする。

- (1) 松崎町内の医療機関等
- (2) 松崎町の指定を受けている町外の医療機関等

(補助対象受検者)

第4条 補助金の交付対象となる受検者（以下「補助対象受検者」という。）は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された医療機関等の利用者又は従事者との接触により、保健所が濃厚接触者に認定した者と接触し、濃厚接触者に認定を受けていない医療機関等の従事者とする。

2 前条第2号に該当する場合は、松崎町に住所を有する従事者のみ対象とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が補助対象受検者に実施させた自費PCR検査費用のみで、補助額の上限は補助対象受検者1人につき15,000円とする。

2 前項に掲げる経費に対し、国、静岡県その他地方公共団体等から補助を受けた費用は、補助金の対象としない。

(補助回数)

第6条 補助金の交付は、補助対象受検者1人当たり1回限りとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、松崎町医療機関等の従事者に対するPCR検査費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、検査を実施した会計年度の3月31日までに、町長に申請をしなければならない。

- (1) 補助対象受検者名簿（様式第2号）
- (2) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 受検者の検査結果がわかる書類の写し
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、松崎町医療機関等の従事者に対するPCR検査費用補助金交付（却下）決定通知書（様式第3号）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、松崎町医療機関等の従事者に対するPCR検査費用補助金請求書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第10条 町長は、偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付決定者の義務）

第11条 交付決定者は、補助金の交付年度終了後の5年間、補助金に係る書類等を保存し、町長の求めに応じ、開示できるようにしておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。